

改定履歴

決済端末補助交付規程について、下記のとおり改定いたしました。

改定箇所	改定前	改定後
第13条 (電子申請等)	～電磁的方法等（適正化法第26条の4第1項の規定に基づきPJが定めるものをいう。以下同じ。）により行うこととする。	～電磁的方法等（適正化法第26条の <u>3</u> 第1項の規定に基づきPJが定めるものをいう。以下同じ。）により行うこととする。
(同上)	(新規)	2 補助事業者は、原則として、第18条の規定に基づく年度繰越に係る計画変更（等）承認申請書の提出については、電磁的方法等により行うこととする。
(同上)	2 PJは次条の規定に基づく交付決定及び、第29条の規定に基づく交付決定の取消しの通知について、当該通知を電磁的方法等により行うこととする。	3 PJは次条の規定に基づく交付決定及び、第29条の規定に基づく交付決定の取消しの通知について、当該通知を電磁的方法等により行うこととする。
(同上)	3 前3項の規定は、2021年4月以降は適用しない。	4 前3項の規定は、2021年4月以降は適用しない。
第18条 (計画変更の承認等)	補助事業者は、～あらかじめ様式第4による計画変更（等）承認申請書をPJに提出し、その承認を受けなければならない。	補助事業者は、～あらかじめ様式第4-1による計画変更（等）承認申請書をPJに提出し、その承認を受けなければならない。
(同上)	(新規)	4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合に、様式第4-2による年度繰越に係る計画変更（等）承認申請書をPJに提出し、その承認を受けなければならない。
(同上)	(新規)	5 PJは、前項に基づく年度繰越に係る計画変更（等）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者 <u>に通知するものとする。</u>
(同上)	(新規)	6 PJは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

<p>第19条 (契約等)</p>	<p>2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、PJに届け出なければならない。</p>	<p>2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、PJに届け出なければならない。<u>ただし、本補助事業において実質的な便益を受益する加盟店との契約についてはこの限りでは無く、PJに届け出る必要はない。</u></p>
<p>第22条 (事故の報告)</p>	<p>補助事業者は、<u>補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合</u>においては、速やかに様式第6による事故報告書をPJに提出し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書をPJに提出し、その指示を受けなければならない。</p>
<p>第24条 (実績報告)</p>	<p>2 <u>補助事業の実施期間内において、会計年度が終了したときは、PJが定めた日までに前項に準ずる実績報告書をPJに提出しなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(同上)</p>	<p>3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、PJは期限について猶予することができる。</p>	<p>2 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、PJは期限について猶予することができる。</p>
<p>(同上)</p>	<p>4 補助事業者は、<u>PJが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金を交付しない場合がある。</u></p>	<p>3 <u>PJは、補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金を交付しない場合がある。</u></p>
<p>第26条 (額の確定等)</p>	<p>PJは、第24条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第14条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。</p>	<p>PJは、第24条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第18条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。</p>

<p>第40条 (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p>	<p>(新規)</p>	<p>第40条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第16により速やかにPJに報告しなければならない。</p> <p>2 PJは、補助事業者から前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。</p> <p>3 第26条第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。</p>
<p>第41条 (監督官庁への情報開示)</p>	<p>(新規)</p>	<p>第41条 PJは補助事業者から提供された情報について、監督官庁からの要請により情報開示が必要と認めた時は、その情報を開示する場合があります、補助事業者は、交付申請書又は計画変更(等)承認申請書の提出をもってこれに同意したものとする。</p>
<p>第42条 (その他必要な事項)</p>	<p>第40条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、PJが別に定める。</p>	<p>第42条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、PJが別に定める。</p>